

防護措置が必要となる目安

労働安全衛生規則により、事業者は架空電線等に近接する場所で建設作業等を行う場合においては、感電防止措置を講じる必要があります。

下表の「より安全な距離」を確保できない場合には、架空電線等に防護カバーを設置するなどの防護措置を検討してください。

送・配電線との安全な距離

		電線路の電圧	最小離隔距離※1	より安全な距離※2	接近限界距離
配電線		低圧 (100V、200V)	1.0m	2.0m	0.2m
		高圧 (6, 600V)	1.2m		
送電線	特別高圧	11kV~44kV	2.0m	3.0m	0.3m
		66kV~77kV	2.2~2.4m	4.0m	0.6m
		154kV	4.0m	5.0m	1.2m
		275kV	6.4m	7.0m	2.0m
		500kV	10.8m	11.0m	-

※1 労働安全衛生規則に基づく最小離隔距離

※2 クレーン停止時のジブ振れや目測による誤差を考慮し、全国の電力会社で設定している離隔距離

